

重要事項説明書

(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

<記入年月日：令和 年 月 日 現在>

1 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人 年長者の里
設立年月日	昭和27年5月17日
代表者氏名	理事長 小野 隆 生
法人所在地	〒805-0048 北九州市八幡東区大蔵三丁目2-1
連絡先	☎ 093-652-3939 Fax 093-652-3999
ホームページアドレス	http://n-sato.com/
E-mail	sato1950@n-sato.com

2 利用施設の概要

施設の名称	介護付有料老人ホーム パレス穴生
開設年月日	平成17年8月1日
施設長氏名	小 林 壮 一 郎
施設の所在地	〒806-0058 北九州市八幡西区鉄竜一丁目1-10
連絡先	☎ 093-644-7773 Fax 093-644-7790
介護保険事業所番号	(介護予防)特定施設入居者生活介護 県指定 4070703303 号
指定年月日	平成17年8月1日(介護予防:平成18年4月1日)
指定の更新日(直近)	令和5年8月1日(介護予防:令和5年8月1日)
施設の類型	介護付有料老人ホーム(一般型特定施設入居者生活介護)
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払い方法	月払い方式
入居時の要件	入居時要支援又は要介護
介護保険	福岡県指定介護保険特定施設(一般型特定施設)
介護居室区分	全室個室
介護にかかわる職員体制	3 : 1 以上
体験入居の内容	1泊2日・1食500円負担 (但し空室がある場合のみ)

3 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

介護保険法に定める施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護及びリハビリを提供することで、入居者の有する能力に応じた日常生活が送れるようになることを目的とします。

(2) 運営方針

要介護度に応じた、充実したケアプランによって、QOLの維持・向上を図ります。

(3) サービスの特徴

- ① フロアごとのユニット的なサービスの提供を基本としています。
- ② 入浴はお一人お一人の個浴を基本としています。
- ③ 大食堂を廃し、各階の食堂で落ち着いた雰囲気です。
- ④ 常勤専任の療法士とリハビリ室を完備し、個別リハビリの充実に努めています。
- ⑤ 看護職員を手厚く配置し、24時間の看護体制をとっています。
- ⑥ 食材・献立・味・盛付・器など食の品質にこだわっています。
- ⑦ 約25㎡(15畳)の広々とした居室です。
- ⑧ 入居の際に、身元引受人・保証人を不要としています。
- ⑨ 居室へお好きなだけ家具類を持込んでいただけます。

4 利用施設で実施するその他の事業

事業の種類	県知事の事業者指定		定員
	指定年月日	指定番号	
短期入所生活介護 (介護予防)	平成17年10月1日 (平成18年4月1日)	県 4070703303 号	6名
通所介護 (介護予防)	平成17年8月1日 (平成18年4月1日)	県 4070703295 号	45名

5 施設の面積・構造

敷地面積	4,307.99 ㎡
建物延床面積	4,324.22 ㎡
うち、老人ホーム部分	3,393.31 ㎡
建物の構造	鉄筋コンクリート造・5階建(建築基準法に規定する耐火建築物)
建物に関する事項	平成17年4月1日より30年間賃借契約(自動更新)

6 居室・設備等の状況

居室種類・面積	全室個室 (24.54 ㎡ ~ 26.26 ㎡)
居室数	65室 (別に短期入所用6室)
食堂	4室 (各室 44.35 ㎡)
一般浴室	5室 (3.81 ㎡ ~ 5.85 ㎡)
特殊浴室	1室 (9.58 ㎡)
機能訓練室	1室 (12.5㎡)
共用トイレ	4箇所 (車椅子対応)
居室内設備	トイレ(車椅子対応) 浴室(9室) 緊急通報装置 電話・TV回線
その他共用設備	洗濯室(4室) 理美容室 ロビーラウンジ
バリアフリー対応	廊下・共用スペースに手すり設置 居室・館内車椅子対応
エレベーター	車椅子、ストレッチャー対応
入居者や家族が利用できる調理設備	なし

※居室(1人室)の指定基準面積は13㎡以上

7 施設の職員体制（主たる職員）

職 種	員数	区 分				常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準	保有資格
		常勤 専従	非常勤 兼任	常勤 専従	非常勤 兼任			
施 設 長	1	-	1	-	-	1	1	介護支援専門員 介護福祉士
計画作成担当者	1	1	-	-	-	1	1以上	介護福祉士 介護支援専門員
生 活 相 談 員	1	-	1	-	-	1	1以上	介護福祉士
介 護 職 員	25	-	23	-	2	22.4	21以上	介護福祉士 16名 ヘルパー2級 9名 介護職員初任者研修1名 介護職員実務者研修4名
看 護 職 員	4	-	3	-	1	3.62	2以上	正看護師 2名 准看護師 2名
機能訓練指導員	1	-	1	-	-	1	1以上	作業療法士 1名
栄 養 士	2	-	2	-	-	2	1以上	栄養士 1名
調 理 員	8	-	5	-	3	7	-	栄養士 1名
事 務 員	2	-	1	-	1	1.6	-	

※ 1週間のうち常勤の従業者が勤務すべき時間・・・40時間

8 職員の勤務体制（主たる職員）

職 種	勤務体制	休 暇
施 設 長	・日勤（8:30～17:30）	月平均9日
計画作成担当者	・日勤（8:30～17:30）	月平均9日
生 活 相 談 員	・日勤（8:30～17:30）	月平均9日
介 護 職 員	・早出（7:30～16:30） ・遅出（10:00～19:00） ・夜勤（16:00～9:00） ※昼間帯（7:30～17:30）は原則として職員1名あたり 入居者6名の介護を行います ※夜間帯（19:00～7:30）は原則として職員1名あたり 入居者18名の介護を行います	月平均9日
看 護 職 員	・早出（7:30～16:30） ・日勤（9:00～18:00） ・遅出（10:00～19:00） ※24時間対応できる体制をとっています	月平均9日
機能訓練指導員	・日勤（8:30～17:30）	月平均9日
栄 養 士	・日勤（8:30～17:30）	月平均9日
調 理 員	・早出（6:00～15:00） ・日勤（8:30～17:30） ・遅出（10:00～19:00）	月平均9日
事 務 員	・日勤（8:30～17:30）	月平均9日

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務						1 あり ② なし			
		業務に係る資格等		① あり							
				資格等の名称		介護支援専門員・介護福祉士					
						2 なし					
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		2		5							
前年度1年間の退職者数		3		4							
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満	2		4							
	1年以上 3年未満			1	1						
	3年以上 5年未満			4							
	5年以上 10年未満			5		1				1	
	10年以上	1	1	9	1	1		1		1	
従業者の健康診断の実施状況					① あり 2 なし						

9 サービスの内容

以下のサービスを管理者の確認のもと、提供します。

(1) 法定給付サービス(基準サービス)

種 類	内 容
食事時の介助	❖ 毎食時及び午後のティータイム時に必要な介助を行います。 ❖ 食事は体調不良の場合を除き食堂でお取りいただきます。 ❖ 食事時間はおおよそ以下の通りです <朝食> 7:50～ <昼食> 12:00～ <夕食> 17:50～
排泄時の介助	❖ おからだの状況に応じて、室内トイレ、ポータブルトイレ、オムツ交換等により適切な排泄介助を行います。
入浴時の介助	❖ 週3回の個浴・大浴室又は機械浴室での入浴介助を行います。 ❖ 必要に応じて居室での清拭も行います。
着替え・整容	❖ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ❖ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
機能訓練	❖ 機能訓練指導員(作業療法士等)により個別計画に基づいた機能訓練を行い身体機能の低下を防止するようつとめます。

健康管理	❖協力医療機関による定期健康診断を年1回実施します。 ❖嘱託医による往診が受けられます。 氏名：小野 隆生(内科、神経内科、リハビリテーション科) ❖看護職員により必要に応じて健康管理(血圧・脈拍・体温・体重等)を行います。 ❖個人管理が困難な方の服薬管理を行います。 ❖必要に応じて栄養士による栄養指導を行います。
相談及び支援	❖入居者及びそのご家族からの相談については誠意をもって対応し、必要な支援を行うよう努めます。
日常生活上の便宜	❖居室内の清掃(窓・網戸除く)及びリース寝具の交換を週1回行います。 ❖洗濯は各階の洗濯機、乾燥機を利用してください。ご自分で出来ない方は週2回職員が行います。 ❖ご家族が対応できない場合は、協力病院への通院及び入退院の送迎、介助を行います。

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算		①	あり	2	なし
	夜間看護体制加算		1	あり	②	なし
	協力医療機関連携加算		①	あり	2	なし
	看取り介護加算		1	あり	②	なし
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	1	あり	②	なし
		(Ⅱ)	1	あり	②	なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	1	あり	②	なし
		(Ⅱ)	①	あり	2	なし
		(Ⅲ)	1	あり	②	なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1	あり	(介護・看護職員の配置率)			
	①	なし	3 : 1			

(2) 法定給付外サービス(基準外サービス)

種 類	内 容		
日常生活上の便宜	❖ご家族が対応できない場合は、協力病院(八幡西区)以外への通院及び入退院の送迎、介助を行います。(別記料金) ❖必要に応じて個別的な外出の送迎、介助を行います。(別記料金) ❖必要に応じて買い物及び手続きの代行をします。(別記料金) ❖必要に応じて入浴、洗濯、代行の増回サービスを行います(別記料金)		
理 髪 ・ 美 容	❖毎月1回出張による理容サービスを利用いただけます。(4階理美容室) ❖毎月2回出張による美容サービスをご利用いただけます。(4階理美容室)		
入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1	あり ② なし
	要支援の者	①	あり 2 なし
	要介護の者	①	あり 2 なし

留意事項		
契約の解約の内容	死亡、自立(非該当)、所在不明	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居契約書第14条
	解約予告期間	1ヶ月
入居者からの解約予告期間	1ヶ月	
入居定員	65人	
その他		

(4)特定施設入居者生活介護等の提供体制

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5:1 以上 b 2 :1 以上 c 2.5:1 以上 ④ 3 :1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数:常勤換算職員数)	2.5 :1 以上

10 個人情報保護の目的

- (1)ご利用者・ご家族から収集した個人情報は「特定社会福祉法人 年長者の里(以下、当法人)個人情報管理規定」によって基本ルールを策定しています。また、個人情報保護の基本方針は施設ラウンジにファイルしています。
- (2)当法人の個人情報管理体制は、個人情報管理責任者を常務理事、個人情報責任者を部門長(施設長等)とし、個人情報管理委員会を設置して個人情報を厳格に管理しています。
- (3)個人情報管理として職員は、採用時・退職時において個人情報に関する厳守する旨の誓約書を当法人に提出させています。また職員教育も行っています。
- (4)個人情報の収集は、利用目的の達成に必要な限度において行われますが、苦情等については苦情受付窓口等で相談を受けています。

11 利用料金

(1)介護保険の基本サービス費利用者負担額

区 分	報酬単位	利用料金(1日)			利用料金(月額)		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援1	183 単位/日	186 円	371 円	557 円	5,580 円	11,130 円	16,710 円
要支援2	313 単位/日	318 円	635 円	952 円	9,540 円	19,050 円	28,560 円
要介護1	542 単位/日	550 円	1,099 円	1,649 円	16,500 円	32,970 円	49,470 円
要介護2	609 単位/日	618 円	1,235 円	1,853 円	18,540 円	37,050 円	55,590 円
要介護3	679 単位/日	689 円	1,377 円	2,066 円	20,670 円	41,310 円	61,980 円
要介護4	744 単位/日	755 円	1,509 円	2,264 円	22,650 円	45,270 円	67,920 円
要介護5	813 単位/日	825 円	1,649 円	2,473 円	24,750 円	49,470 円	74,190 円

※月額は30日として計算(単価の地域区分により端数処理を行うため日額と月額に数円の誤差が生じる)

(2) 介護保険の加算サービス費利用者負担額

項 目	報酬単位	利用料金(1日)			利用料金(月額)		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 単位/日	13 円	25 円	37 円	390 円	750 円	1,110 円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 単位/月	-	-	-	21 円	41 円	61 円
協力医療機関連携加算	40 単位/月	-	-	-	41 円	81 円	122 円
夜間看護体制加算(Ⅱ)	9 単位/日	10 円	18 円	28 円	300 円	540 円	840 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位/日	19 円	37 円	55 円	540 円	1,260 円	1,620 円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位/日	3 円	6 円	9 円	90 円	180 円	270 円
退院・退所時連携加算	30 単位/日	31 円	61 円	92 円	-	-	-
退居時情報提供加算	250 単位/月	-	-	-	254 円	507 円	761 円
新興感染症等施設療養費	240 単位/日	244 円	487 円	730 円			
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20 単位/回				21 円/1回	41 円/1回	61 円/1回
若年性認知症 入居者受入加算	120 単位/日	122 円	244 円	365 円	3,660 円	7,320 円	10,950 円
ADL 維持等加算	30 単位/月				31 円	61 円	92 円
科学的介護推進体制加算	40 単位/月				41 円	81 円	122 円

※要支援1・2は夜間看護体制加算の対象外につき料金不要

※月額は30日として計算(単価の地域区分により端数処理を行うため日額と月額に数円の誤差が生じる)

サービス名称	報酬単位	利用料金(月額1割)	利用料金(月額2割)	利用料金(月額3割)
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の12.8%/月	利用状況により変更	利用状況により変動	利用状況により変動

注)平成27年4月の見直しにより北九州市地域区分1単位10.14となります。

(3) 入居時に要する一時的な費用 (介護保険給付対象外)

項 目	金 額	備 考
敷金・保証金	300,000 円	♡退去時の居室の清掃修繕等原状回復及び利用料の滞納時の支払に充てます。 ♡目的に要した費用の残額を、退去時に返還します。

(4) 居住費・管理費・食費 (介護保険給付対象外)

項 目	利用料金(月額)	備 考
居 室 料	67,000 円	♡居室のタイプにより料金は異なります。
	71,000 円	
	75,000 円	
管 理 費	45,000 円	♡事務管理費、共用施設及び設備の維持管理費、共用部分の光熱水費に充てます。
食 費	45,000 円	♡施設の食事を1日3食、30日間喫食された場合の金額です。

光 熱 水 費	6, 500 円	❖居室で使用された電気、水道の平均的な使用料です。 ❖各居室には電気と水量メーターを設置しています。
---------	----------	---

(5) その他の料金 (介護保険給付対象外)

項 目	金 額	内 容
外出送迎	1, 571円(1時間)	❖協力病院(八幡西区)以外への通院その他の外出時に施設車両を使用
通院介助	1, 571円(1時間)	❖協力病院(八幡西区)以外への通院介助
入退院介助	1, 571円(1時間)	❖協力病院(八幡西区)以外への入退院介助
入浴介助	1, 048円(1回)	❖週4回からの一般浴、機械浴での入浴介助(基準は3回)
洗濯介助	524円(1回)	❖週3回からの洗濯の介助(基準は2回)
買い物代行	1, 571円(1時間)	❖週2回からの近隣商店での買い物代行(基準は1回)
手続き代行	1, 571円(1時間)	❖月2回からの役所等への手続き代行
紙オムツ代	実費	
理美容代	実費	
家族食事代	524円	

※協力病院(八幡西区)

(6) 利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求し、利用者は、翌月27日までに下記の方法により支払います。

- 自動口座引き落とし ※手数料は、パレス穴生の負担となります。
- 現金払い
- 金融機関振込 ※手数料は、利用者の負担となります。

金 融 機 関 名	福岡銀行 八幡支店
口 座 番 号	普通預金 2080442
口 座 名	パレス穴生 理事長 小野 隆生 (パレスアノ リジチョウ オノ タカオ)

選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 ③ 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり ② なし
要介護状態に応じた金額設定	1 あり ② なし
入院等による不在時における利用料金 (月払い)の取扱い	① 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額
利用料金	条件 所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件

の改定		費等を勘案して行う
	手続き	改定にあつたては、ご入居者、ご家族に事前通知する

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

			プラン1	プラン2
入居者の状況	要介護度		要介護 1	要介護 1
	年齢		85歳	85歳
居室の状況	床面積		26㎡	26㎡
	便所		① 有 2 無	① 有 2 無
	浴室		1 有 ② 無	① 有 2 無
	台所		1 有 ② 無	1 有 ② 無
入居時点で必要な費用	前払金		円	円
	敷金		300,000 円	300,000 円
月額費用の合計			173,380 円	181,380 円
家賃			67,000 円	75,000 円
サービス費用	特定施設入居者生活介護の費用 ※1		16,380 円	16,380 円
	介護保険外※2	食費(30 日間喫食)	45,000 円	45,000 円
		管理費	45,000 円	45,000 円
		介護費用	円	円
		光熱水費	実費	実費
		その他	円	円
※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。				
※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)				

費 用	算定根拠
家 賃	施設の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、土地代に相当する額等として合理的に算定したもの。
敷 金	家賃の 4 ヶ月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	共用施設等の維持管理費、備品等、消耗品費、事務管理部門・施設管理部門・洗濯専門部門の人件費、事務費
食 費	食材費、設備・備品代(調理具・食品等)に基づく費用
光熱水費	入居者が居住する居室内の光熱水費
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	P8(5)その他の料金

その他のサービス利用料	
-------------	--

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	介護保険法令に基づく利用者負担分
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乘せサービス)	
※介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(7) 領収書の発行 : 事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します

12 入居者の状況

(1) 入居者の人数

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上85歳未満	85歳以上
要支援1	0	0	0	2
要支援2	0	0	0	3
要介護1	0	0	5	14
要介護2	0	0	3	12
要介護3	0	0	0	8
要介護4	0	0	1	15
要介護5	0	0	0	2
合計	0	0	9	56

(2) 入居者の平均年齢 91.7歳

(3) 入居者の男女別人数 男性(12名) 女性(53名)

(4) 入居率 定員65名に対し100%

(5) 前年度の有料老人ホームを退去した者の人数

	自宅等	社会福祉施設	医療機関	死亡者	その他
要支援1	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	0
要介護1	0	1	0	3	0
要介護2	0	0	2	1	0
要介護3	0	0	1	1	0
要介護4	0	0	1	3	0
要介護5	0	1	1	1	0
合計	0	2	5	9	0

生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	16人
		(解約事由の例) ・ご入居者、ご家族より病院での療養希望等あり

(6) 入居者の入居期間

入居期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上
入居者数	7	5	35	14	3	1

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「パレス穴生 消防計画」に則り 対応を行います。			
平常時の 訓練等 防災設備	別途定める「消防計画」に則り、年2回消防・防災の避難訓練を実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	全館・各室	防火扉	10個所
	避難階段	4個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	25個所	消火器	20本
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日:令和7年 2月 28日 防火管理者:島田 達也			

14 夜間看護体制と重度化した場合の対応

(1) 夜間における看護体制

- ・常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めています。
- ・看護職員(看護師、准看護師)は、夜勤介護職員からの緊急呼び出しに365日対応できる体制をとっています。
- ・看護職員は必要に応じて、施設管理者・かかりつけ医・家族等と協議の上、適切な処置を行います。
- ・看護職員は緊急搬送に際して、搬送先の医療機関へ同行し、医師等に必要な引継ぎを行います。

(2) 急性期における医師や医療機関との連携体制

- ・かかりつけ医療機関又は協力医療機関に通院受診します。
- ・嘱託医又はかかりつけ医の紹介により医療機関に入院します。
- ・協力医療機関に入院します。

(3) 医療・看護面において入居継続が困難な状況

- ・24時間を通じて頻回な看護処置が必要な場合
- ・認知症により医療器具等の取り扱いに危険が生じる場合

人工肛門、ALS、気管切開、酸素療法、導尿、バルーン留置、膀胱婁、喀痰吸引
 経管栄養(鼻腔・胃婁・中心静脈等)、その他該当症状

15 看護職員と協力医療機関等との連携について

- (1) 介護と医療との連携を強化するため、看護職員が入居者の健康状態に関して継続的に記録します。
- (2) 協力医療機関又は主治医に対して、看護職員が、入居者の健康状態を毎月報告します。

16 協力医療機関

医療機関の名称	たつのおとしごクリニック
院長名	小野 隆生
所在地	〒805-0058 北九州市八幡東区大蔵三丁目2-1
電話番号	☎093-652-5210
診療科	内科、神経内科(ものわすれ外来)
契約の概要	嘱託医として2週に1回の定期往診、他科受診・入院時における紹介、夜間・休日等緊急時の対応

医療機関の名称	医療法人社団誠心会 萩原中央病院
理事長名	冬野 喜郎
所在地	〒806-0059 北九州市八幡西区萩原一丁目10-1
電話番号	☎093-631-7511
診療科	内科(循環器・消化器・糖尿病・呼吸器等)
入院設備	ベッド数 120 床
救急指定の有無	無
契約の概要	通院・入院時における受入及び支援、緊急時の対応等

医療機関の名称	医療法人財団はまゆう会 新王子病院
院長名	箴 島 明彦
所在地	〒806-0057 北九州市八幡西区鉄王二丁目20-1
電話番号	☎093-641-1239
診療科	リハビリテーション科、内科、循環器科、透析室(126台・50台<東棟>)
入院設備	ベッド数 41 床
救急指定の有無	無
契約の概要	通院・入院時における受入及び支援、緊急時の対応等

医療機関の名称	社会医療法人 製鉄記念八幡病院
理事長名	土橋 卓也
所在地	〒805-8508 北九州市八幡東区春の町一丁目1-1
電話番号	☎093-672-3176
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科 他計 21 科
入院設備	ベッド数 453 床
救急指定の有無	有
契約の概要	通院・入院時における受入及び支援、緊急時の対応等

17 協力歯科医療機関

名 称	医療法人宝歯会 かじわら歯科医院
院 長 名	梶 原 浩 喜
所 在 地	〒808-0005 北九州市若松区下原町1番1号
電 話 番 号	☎093-771-8604
契 約 の 概 要	訪問歯科診療

18 高齢者虐待の防止について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、以下の点に留意します。

- (1) 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めます。
- (2) 高齢者虐待の防止のための啓発活動及び虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めます。
- (3) 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (4) 刑法の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報することを妨げるものと解釈しません。
- (5) 対策を検討する委員会(オンライン可)を設置し、定期的に研修や勉強会等を通じて、従業者の人權意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (6) 虐待防止のマニュアルを整備します。
- (7) 虐待防止に関する責任者を選任します。役職:管理者 氏名:小林壮一郎

19 業務継続計画(BCP)の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

21 ハラスメント対策について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

22 相談・苦情対応窓口

★サービスに対する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当 施 設 ご 利 用 相 談 窓 口	窓口担当者 生活相談員 藤川 隆 苦情解決責任者 施設長 小林 壮一郎 ご利用時間 9:00～17:00 ご利用方法 電話又は面接 ☎093-644-7773 ご意見箱(玄関に設置) 苦情処理体制・手順 ①担当者はご利用者(ご家族)から申し出があれば、原則として直ちに内容を聴取し、確認します。 ②担当者は、苦情の内容により次の通り処理します。 管理者に報告し、内容を検討して対応にあたります。 管理者が必要と認めた場合は、管理者を含めた検討会議を行い、対応並びに再発防止策について協議します。 ③検討結果は、必ず速やかに具体的な対応をします。 (ご利用者への謝罪、改善の取り組みの報告など) ④記録を台帳に保管、月1回開催の定例会で報告し、再発防止に役立てます。
--------------------------------	---

★上記以外に第三者機関である『年長者の里福祉オンブズマン委員会』が対応いたします。

年 長 者 の 里 福祉オンブズマン委員会	<u>事 務 局</u> / 年長者の里 オンブズマン事務局 <u>ご利用時間</u> / 月～金 9:00～17:00 <u>ご利用方法</u> / 電話 093-652-3939 担当:立花 正幸 ご意見箱(玄関ロビーに設置) ※定期的に事務局が開錠し、オンブズマン委員に報告します。 下記オンブズマン委員会事務局宛直接郵送頂いても結構です。 〒805-0048 北九州市八幡東区大蔵 3 丁目 2-1 社会福祉法人 年長者の里 立花 正幸宛 <u>年長者の里オンブズマン委員</u> 委員長 古賀 厚志 (北九州市立 松本清張記念館 館長) 副委員長 佐藤 寛晃 (産業医科大学 医学部 法医学教授) 委員 原田 美紀 (原田・川原法律事務所) 苦情処理体制・手順 ① 提言された意見・苦情等は、オンブズマン委員が確認、苦情解決責任者同席の上で状況を確認し対応を協議します。必要に応じて施設に改善勧告を行います。 ② 苦情解決責任者は苦情等に対する事務所側改善策を、ご利用者に対
----------------------------------	---

	して連絡・回答します。 ③ 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てます。
--	--

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

八幡西区役所 保健福祉課 介護保険担当	所在地 北九州市八幡西区黒崎15番3号コムシティ5 階 ☎:093-642-1446 FAX:093-642-2941 対応時間/8:30～17:00 ※土日祝日年末年始は休み 木曜日のみ 8:30～19:00
八幡東区役所 保健福祉課 介護保険担当	所在地 北九州市八幡東区中央1丁目1番1号 ☎:093-671-6885 FAX:093-662-2781 対応時間/8:30～17:00 ※土日祝日年末年始は休み 木曜日のみ 8:30～19:00
若松区役所 保健福祉課 介護保険担当	所在地 北九州市若松区浜町1丁目1番1号 ☎:093-761-4046 FAX:093-751-2344 対応時間/8:30～17:00 ※土日祝日年末年始は休み 木曜日のみ 8:30～19:00
戸畑区役所 保健福祉課 介護保険担当	所在地 北九州市戸畑区千防1丁目1番1号 ☎:093-871-4527 FAX:093-861-0449 対応時間/8:30～17:00 ※土日祝日年末年始は休み 木曜日のみ 8:30～19:00
小倉北区保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当	所在地 北九州市小倉北区大手町1番1号 ☎:093-582-3433 FAX:093-562-1382 対応時間/8:30～17:00 ※土日祝日年末年始は休み 木曜日のみ 8:30～19:00
小倉南区役所 保健福祉課 介護保険担当	所在地 北九州市小倉南区若園5丁目1番2号 ☎:093-951-4127 FAX:093-923-0520 対応時/8:30～17:00 ※土日祝日年末年始は休み 木曜日のみ 8:30～19:00
門司区役所 保健福祉課 介護保険担当	所在地 北九州市門司区清滝1丁目1番1号 ☎:093-331-1894 FAX:093-331-3684 対応時/8:30～17:00 ※土日祝日年末年始は休み 木曜日のみ 8:30～19:00
中間市 介護保険課給付係	所在地 中間市中間1丁目1番1号 ☎:093-246-6283 FAX:093-244-0579 対応時間/8:30～17:00 ※祝日年末年始は休み
福岡県国民健康保険 団体連合会 事業部 介護保険課	所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47 ※水巻町在住の方の苦情が ☎:092-642-7859 FAX:092-642-7856 ある時はこちらに連絡 受付時間/8:30～17:00 ※土日祝日年末年始は休み
福岡県 運営適正化委員会	所在地 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ内 ☎:092-915-3511 FAX:092-584-3790 受付時間/9:00～17:00 ※土日祝日年末年始は休み

北九州市役所 介護保険課	所在地 北九州市小倉北区城内 1-1 ※土日祝日年末年始は休み ☎:093-582-2771 FAX:093-582-5033 対応時間/8:30～17:15
-----------------	--

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	① あり 2 なし	実施日	令和5年9月、ご意見箱設置
		結果の開示	① あり 2 なし
第三者による評価の実施状況	① あり 2 なし	実施日	令和5年9月11日
		評価機関名称	年長者の里福祉オンブズマン
		結果の開示	① あり 2 なし

23 緊急時(事故発生時)の対応方法

- (1) 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに、利用者の家族、協力医療機関、市町村等関係機関に連絡を行うと共に、必要な処置を講ずるものとします。
- (2) 事業者は損害賠償保険に加入し、利用者に対する介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。
- (3) 事業者は、事故が生じた場合には、その原因を解明し、再発を防止する為の対策を講じるものとします。

24 損害賠償責任保険

保 險 会 社	東京海上日動火災保険株式会社
保 險 内 容	【対人対物賠償保険】 身体(1事故上限2億円) 財物(1事故上限2億円) ※事故の内容により、賠償金額が決定されます。

※事故対応及びその予防のための指針有り

25 当施設ご利用の際に留意いただく事項

外出・外泊	❖外出・外泊の際には事前に職員へお申し出ください。
医療機関への受診	❖出来る限りご家族による付き添い・送迎をお願いします。受診を希望される場合は、看護職員にお申し出ください。
喫煙・飲酒	❖喫煙は館内及び敷地内全面禁煙となっております。 ❖飲酒は自室内で、ご自身の責任においてお願いします。 尚、ご希望の方は職員が保管いたします。
迷惑行為等	❖騒音等他の入居者の迷惑になるようなことは行わないでください。 ❖入居者同士の金銭及び物品の貸し借りはしないでください。 ❖施設内での宗教活動及び政治活動は行わないでください。 ❖施設内へのペットの持込や飼育はできません。 ❖施設内において、故意もしくは過失により、または契約上の義務に違反して施設職員もしくは他の利用者の生命・心身・財産に損害を与えた場合には、ご入居者及び関係者(ご家族を含む)は被害者に対しての損害賠償責任を負う事となります。また、損害には各種ハラスメントも含まれます。

所持品の管理	❖ご家族のご協力をお願いします。(事情によっては職員が行います)
現金等の管理	❖多額の現金は所持しないようにしてください。 ❖現金や貴重品等は、ご自身又はご家族で責任を持って保管してください。 ❖個人管理できない方は、施設に依頼してください。 ❖衣類等の所持品への記名をお願いします。
防災	❖居室内で火気類(調理器具・暖房器具等)を使用することはできません。 ❖居室内で、蝋燭や線香を使用することはできません。
その他	❖保安上、午後6時から翌朝午前8時まで、玄関を施錠します。ご用の方はインターホーンをご利用いただくか、直接お電話をお願いします。 ❖ご家族の方の宿泊につきましては、施設管理者に届け出てください。 ❖代理人や連絡先等の変更は、遅滞なくお届けください。 ❖栄養管理や居宅サービス計画上の必要性等、特別な場合を除き飲食物の持ち込み・分配等のご遠慮ください。 ❖他の利用者の迷惑と思える行為があった場合は、厳重注意の上、改善されない場合は文書により1ヶ月以上の予告期間を持って契約を解約させていただきます。 ❖ご入居者または関係者(ご家族を含む)が、施設職員もしくは他の利用者の生命・心身・財産に損害を与え、または損害を与える恐れのある行為を行った時は契約の1ヶ月以上の予告期間を持って契約を解約させていただきます。

26 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない

27 その他

運営懇談会	1	あり	(開催頻度)年 回
	①	なし	
	①	代替措置あり	(内容) ・オンブズマン巡回相談時のご家族の参加 ・ご意見箱を随時設置 ・満足度アンケートの実施
	2	代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1	あり(提携ホーム名:)	
	②	なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	①	あり 2 なし	
	3	サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1	あり ② なし	
有料老人ホーム設置運営指導指針「6. 規模及び構造設備」に合致しない事項	1	あり ② なし	
合致しない事項がある場合の内容			
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1	適合している(代替措置)	
	2	適合している(将来の改善計画)	
	3	適合していない	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項			
不適合事項がある場合の内容			

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私及び家族は、介護付有料老人ホーム パレス穴生が、私及び家族の個人情報を下記の利用目的の範囲内で取得、使用及び介護サービス事業者等に提供することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1)介護サービス計画等を作成する為
- (2)サービス事業者間の連携とサービス担当者会議での情報提供、サービス担当者に対する照会(依頼)のため
- (3)医療機関、社会福祉法人、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため
- (4)主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5)事業所内のカンファレンス（症例検討）のため
- (6)介護認定審査会、地域包括支援センターへの情報提供等
- (7)その他サービスで必要な場合
- (8)緊急を要する時の連絡等の場合
- (9)在宅において行われる学校等の実習への協力
- (10)損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出等
- (11)上記各号に係らず、公表してある『利用目的』の範囲

3. 使用条件

- (1)個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しないこと。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさないこと。
- (2)個人情報を使用した会議の内容などについてその経過を記録し、請求があれば開示する。
- (3)当法人は卒後医師臨床研修施設及び看・介護職員、社会福祉士等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、研修医及び介護・医療専門職の学生等が診察・看護・介護に同席する場合がある。

本書2通を作成し、ご利用者、事業所が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

(介護予防) 特定施設入居者生活介護サービスの開始にあたり、ご利用者に対して本書面、個人情報の使用に係る同意書に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 北九州市八幡西区鉄竜 1-1-10

事業者名 介護付有料老人ホーム パレス穴生

(指定番号 4070703303)

代表者 管理者 小林 壮一郎

<説明者>

所属 介護付有料老人ホーム パレス穴生

氏名

私は、本書面、個人情報の使用に係る同意書により、事業所から(介護予防)特定施設入居者生活介護サービスについて説明を受け、内容について同意しました。

<利用者>

氏名

(代筆者)

(続柄)

<利用者代理人(選任した場合)>

代理人氏名

(続柄)

<利用者家族等>

氏名

(続柄)